○　山梨大学障害学生修学支援規程

制定　平成２６年２月２１日

（目的）

第１条　この規程は、障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）、その他の法令に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）において、障害のある者を受け入れ、修学等の支援（以下「支援」という。）を積極的に行うため、入学前から卒業に至るまでの支援体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「障害学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害及び発達障害等の障害があり、障害者手帳又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を有するとともに、本人が支援を受けることを希望し、かつ、第 5 条に定める山梨大学障害学生修学支援委員会において、その必要性を認められた者をいう。

（学長の責務）

第３条　学長は、障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。

（支援実施体制）

第４条　学部、研究科、教育部及び専攻科（以下「学部等」という。）の長は、障害学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援を実施する責務を有する。

２　支援の実施に当たっては、障害学生が所属又は志望する学部等が主たる責任を持つものとする。

３　教職員は、障害学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害学生に対する支援方策の実施に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

（委員会）

第５条　障害学生のための支援に関する重要事項を審議するため、山梨大学障害学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（支援の申出）

第６条　支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害のある者本人から申し出ることができる。

２　申し出のあった支援の必要性の有無及び支援の範囲については、委員会において協議するものとする。

（入学試験等に関する相談体制）

第７条　学長は、本学の入学試験の受験を希望する障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の修学等に関する相談に応じるものとする。

２　前項の相談に関し必要な事項は別に定める。

（試験等に関する特別措置）

第８条　学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保障するため、試験等に関して特別措置を講ずるものとする。

２　前項の特別措置に関し必要な事項は別に定める。

（事務）

第９条　支援に関する事務は、教学支援部の協力を得て、当該学部等の事務の組織において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、障害学生の支援に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。